

# S D S

## 1. 製品及び会社情報

---

製品名 シールピール コンパウンド： AR-1

会社名 株式会社 大京化学  
住所 東京都大田区本羽田 2-9-20  
担当部門 業務部  
電話番号 03-3742-5352  
FAX 03-3742-2179  
整理番号 1038

用途及び使用上の制限 金属・非鉄金属の防錆保護

この商品は加熱して 150℃～160℃の液温度にして使用する製品です。

---

## 2. 危険・有害性の要約

重要有害性 : なし  
GHS 分類 : GHS 分類に該当しない

### ラベル要素

絵表示又はシンボル : なし

注意喚起語 : なし

### 危険有害性情報

作業中、火傷のおそれ有り (溶融中、必ずタンクの上フタをする)

溶融中、引火点を越えると火災の危険有り

人により軽度の皮膚刺激または眼刺激

人健康有害性 : 有害性は極めて低い

環境有害性 : 水性環境急性有害性 分類できない

水性環境慢性有害性 分類できない

予防対策 : 使用時には SDS をよく読んでから使用すること。

用途以外には使用しないこと。

### 注意書き :

#### 【安全対策】

ミスト、蒸気の吸入は、できるだけ避けたほうが好ましい。

屋外又は室内の換気の良い場所で使用すること。

作業場では、火気厳禁で局所排気装置を設けて下さい。

火傷防止の為、必ず浸漬作業中は保護手袋を着用して、必要に応じて保護眼鏡

保護マスク、長袖の作業服を着用して下さい。

### 【応急措置】

取り扱いを素手でおこなった場合は付着した油類をよく石鹼等で洗い落とすこと。  
多量に油の蒸気やミストを吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合、眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

### 【保管】

貯蔵は直射日光の当たらない冷暗所(5℃～40℃)に保管して、子供の手の届かない一定場所に保管して下さい。

### 【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

---

## 3. 組成 成分情報

単一製品・混合物の区別	:	混合物
化学名 熱可塑性樹脂	:	熱間浸漬形可剥性プラスチック      タイプ 3
成分及び含有量		
主原料	・	S.B.R ゴム系樹脂(FDA 認可品)
	・	粘着付与剤(精製石油ロジン)
	・	石油系炭化水素(防錆油)
	・	非汚染型酸化防止剤 (FDA 認可品)
	・	青色染料 オイルブルー

含有量は営業機密であり非公開

化学式または構造式 : 特定出来ない

官報公示整理番号(化審議法、労働安全衛生法)

構成物質は全て既存化学物質であるが番号及び CAS No は営業秘密であり非公開

化学物質管理促進法( P R T R 法 1種 462 物質 / 2種 100 物質) : 非該当

EU ROHS 規制 : 非該当

REACH 規制( SVHC の 189 種類) : 第 19 次追加物質を含む 非該当

( 2018 年 3 月 8 日 )

PFOS 規制( パーフルオロオクタンスルホン酸) : 非該当

DMF ( フマル酸ジメチル) : 非該当

毒物劇物取締法 : 非該当

---

## 4. 応急処置

眼に入った場合 : 眼に入ったら、付着物を無理に剥がさず、直ちに医師の手当てを受ける。  
皮膚に付着した場合 : 冷やした後、石鹼で十分に洗浄する。溶解物が皮膚に付着したら、直ちに冷水や水で冷やし、付着物を無理に剥がさず直ちに医師の手当てを受ける。  
吸入した場合 : 直ちに空気の新鮮な場所に移し、医師の手当てを受ける。  
飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

---

## 5. 火災時の措置

消化剤：霧状の強化液・泡・炭酸ガス消化剤が有効である。

使ってはならない消火剤：消火に棒状の水を用いてはならない。

- シールピールが引火して燃焼したら、火傷しないように直ちに電源を切り溶解タンクに上蓋をして空気の混入を遮断し、燃焼源を断つ。
- 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消化剤を用いる。
- 大規模火災の際には、泡消化剤を用いて空気を遮断する事が有効である。  
**注水は火災を拡大し危険である。**
- 周囲の設備等に散水して冷却する。この場合現場状況による。
- 消火作業の際には、風上から行き必ず保護具を着用する。
- 火災発生場所周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火を行う者の保護：消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

---

## 6. 漏洩時の措置

- 常温では固体であり漏出ししない。
  - 溶解中にタンク内から流れ出た場合には、溶融物の温度が高いため火傷をしないように乾燥砂、土等に吸収させて容器に回収する。
  - 溶解タンク付近の全ての着火源を速やかに取り除く。
  - 消火用器材を準備する。作業では消火用保護具を着用する。  
少量の場合には、冷却して固化した後に回収する。
  - 室内で漏出した場合は、窓、ドアを開け十分に換気を行う
- 

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取り扱い
1. 指定数量以上(3000kg)の量を取り扱う場合には、法で定められた規準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。
  2. 可燃性固体類として取り扱い、火気や可燃物を遠ざける。
  3. **溶解作業は、直火を避け、電熱式の溶解タンクを使用し、更にタンクにアース線を取付け静電気対策をと行なうこ。**
  4. 溶解作業は換気の良い場所で行い、局所排気装置を設置する。
  5. 溶解中は常に、**150℃から 160℃に液温度**をコントロールをし、適正な液温度に保たれているかどうかを時々、市販の工業用の温度計でチェックする。
  6. 溶解中、液温度が 200℃を越えますとシールピールの被膜が薄くなり強度が低下して、引火の危険性が高くなりますので、液温度の管理が必要です。
  7. 溶解中は高温なので、火傷に十分注意して、必要に応じ保護マスク、保護眼鏡、保護手袋等を着用する。

- 保管
1. 直射日光、高温多湿を避け、通気性の良い場所に保管する。
  2. 類の異なる危険物(ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質)との接触は避け、同じ場所での保管を避ける。
  3. 消防法で定められた指定数量以上(3000kg以上)は保管しない。

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 —— 規定無し（作業環境評価規準）： 設定されていない

許容濃度 —— 日本産業衛生学会 2016年版： 設定されていない

ACGIH 2015年版： 設定されていない

設備対策 —— 溶解作業中は、温度コントロール付き溶解タンクを設置して行うこと。

室内での溶解作業は溶解中にミストが出るので局所排気装置を設置する。  
タンク及びダクトの中は、6ヶ月毎に清掃・点検が安全上必要である。

保護具 —— 呼吸保護具：ミストが発生するので必要に応じ保護マスクを使用する。

保護眼鏡：飛沫が飛ぶ場合には、保護眼鏡を使用する。

保護手袋：長期間又は繰り返し接触する場合には、火傷に十分に  
気をつけて、耐油性の保護手袋を使用する。

保護衣：長期間にわたり取り扱う場合又は汚れる場合には  
耐油性の長袖作業服等を着用する。

容融物で火傷しないように十分注意する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状態

外観等：青色半透明固体

揮発性：固形状態では無し 溶解時にオイルのミスト有り

可燃性：有

溶解度/水：不溶

臭気：長時間の熱溶解によって特異な油の臭気になる

軟化点：65℃

作業温度：150～160℃

引火点：220℃ C O C

発火点：280℃

燃焼性：有

自然発火性：無し

酸化性：無し（固形）

熱老化性：有（溶融物の溶解中、液状の場合）

自己反応性：無し

安定性：安定良好

---

## 10. 安定性及び反応性

### 安定性

光：光に当たるとわずかに変色する場合がある。

熱：通常の手扱い条件では安定。

衝撃：通常の手扱い条件では安定。

---

## 11. 有害性情報

皮膚腐食性：無し

刺激性(皮膚/眼)：長時間の接触により眼や皮膚を若干刺激する恐れがあります。

感作性：有用な情報無し

急性毒性：無し

慢性毒性	:	無し
癌原性	:	有用な情報無し
変異原性	:	有用な情報無し

---

## 12. 環境影響情報

分解性	:	有用な情報無し
蓄積性	:	有用な情報無し
魚毒性	:	有用な情報無し

---

## 13. 廃棄上の注意

1. 事業者は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄してはならない。はいだ被膜や老化した塊は処分を**廃プラスチック**として廃棄物処理業者に委託して処理をする。焼却装置で焼却しても有害なガスの発生はない。

---

## 14. 輸送上の注意

**国連分類** 国連の定義による危険物に該当しない。

**国連番号** 国連の定義による危険物に該当しない。

**海上輸送** 船舶安全法における危険物に該当しない。

**航空輸送** 航空法における危険物に該当しない。

1. 運搬に際しては、容器に破損がない事を確かめ、転倒・落下・損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にこなう。
2. 消防法第一類及び第6類の危険物、高圧ガスと混載してはならない。
3. 陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。

---

## 15. 適用法令

1. 安衛法・化審法 : 既存化学物質各単体品への収載  
労働安全衛生法 : 高度精製油(鉱油)57条2 通知対象物 政令番号 168号
2. 消防法 : 火災予防条例 指定可燃物 可燃性固体
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
4. 航空法 : 危険物に該当しない。
5. 船舶安全法 : 危険物に該当しない。

---

## 16. その他の情報

### 引用文献

1. 製品評価技術基盤機構(NITE) HP より GHS 参考
2. 安全衛生情報センター HP より GHS 参考
3. 危険物データブック : 消防庁警防研究会
4. 各原料メーカー提供による SDS より
5. 許容濃度の勧告 2016 日本産業衛生学会 WEB 上より

商品安全データシートは危険有害な化学製品について安全な取扱を確保する為の参考情報として、取扱う事業者に提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講じる事が必要である事を理解した上で使用されるようお願いいたします。 本データシート其のものは、安全の保証書ではありません。